○国土交通省告示第七百三十二号

成田国際空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月五日　　国土交通大臣　前原　誠司

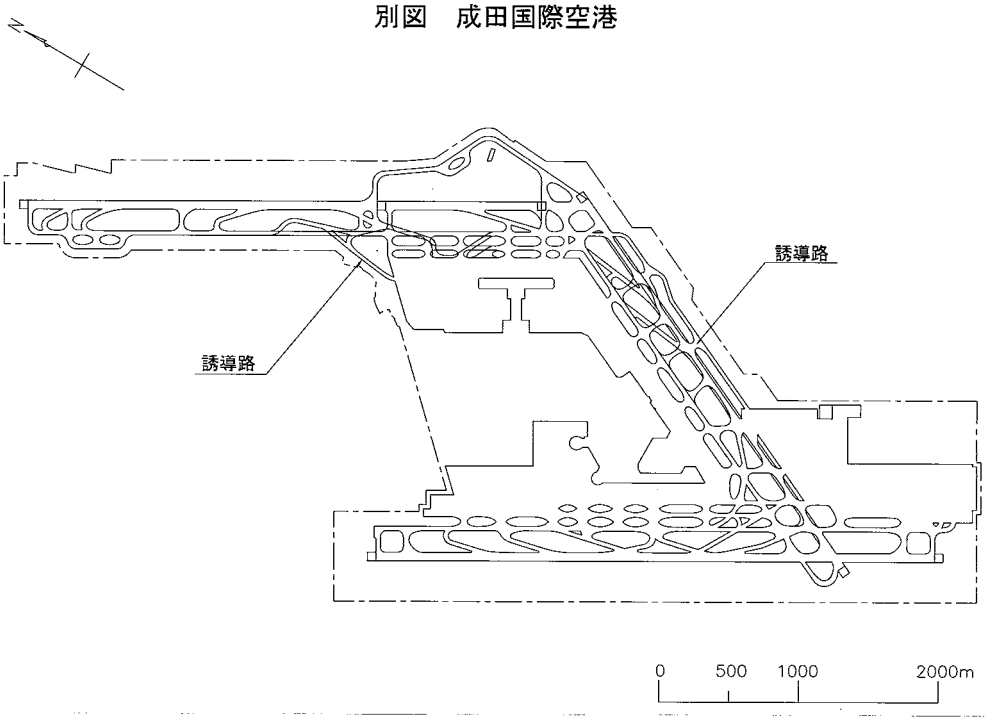
一　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

二　変更する事項（変更前の事項については、平成十八年国土交通省告示第千百四号を参照。）

空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

三　変更する事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成二十五年三月三十一日

別図　成田国際空港

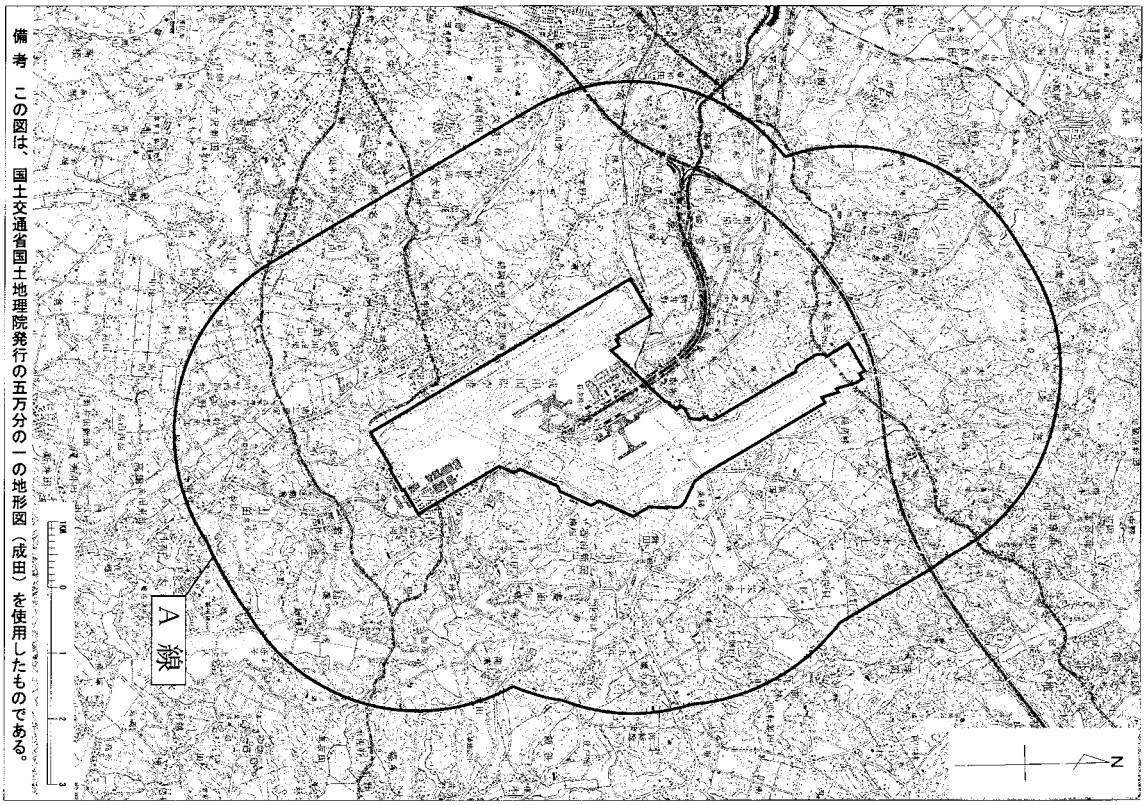


○国土交通省告示第七百三十三号

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第二条第三項の規制区域に変更があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月五日　　国土交通大臣　前原　誠司

次の図中成田国際空港の範囲の外側三千メートルの線（A線）によって囲まれる区域（変更前の規制区域については、平成十八年国土交通省告示第千百五号を参照。）



備考　この図は、国土交通省国土地理院発行の五万分の一の地形図（成田）を使用したものである。